

## ダイオキシン対策推進基本指針第2.6.(2)に基づく廃棄物減量化の目標量

平成11年9月

- 政府は、ダイオキシン対策推進基本指針に基づき、平成22年度を目標年度とする廃棄物の減量化の目標量を、現状（平成8年度）に対し、別表のとおり設定する。
- 中間目標年度を平成17年度とし、その達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえつつ、必要な見直しを行うこととする。
- 廃棄物の減量化の目標量の概要は次のとおりである。

### 一般廃棄物の減量化

平成22年度には、人口が現状よりも1.5%増加し、実質国内総生産が年率2%の割合で増加すると見込まれるので、このままでは今後さらに排出量が増加すると考えられるところ、

- (1) 排出量を5%削減 (53百万トン → 50百万トン)
- (2) 再生利用量を10%から24%に増加 (5.5百万トン → 12百万トン)
- (3) 最終処分量を半分に削減 (13百万トン → 6.5百万トン)

### 産業廃棄物の減量化

実質国内総生産が今後年率2%の割合で増加すると見込まれるので、過去の傾向をもとに試算すると、平成22年度の排出量は現状よりも17%増加すると予想されるところ、

- (1) 排出量の増加を13%に抑制 (4億26百万トン → 4億80百万トン)
- (2) 再生利用量を42%から48%に増加 (1億81百万トン → 2億32百万トン)
- (3) 最終処分量を半分に削減 (60百万トン → 31百万トン)

#### 〔焼却量の削減〕

廃棄物の焼却量を次のとおり削減し、規制措置の徹底と併せて、廃棄物焼却施設からのダイオキシン類の排出を削減

- (1) 一般廃棄物の焼却量を15%削減 (40百万トン → 34百万トン)
- (2) 産業廃棄物の焼却量を22%削減 (18百万トン → 14百万トン)

- この目標量は、廃棄物の排出を抑制し、再生利用（リサイクル）を推進した上で、再生利用できない廃棄物について、脱水や焼却等の中間処理を行い、最終処分量を抑制するという考え方で設定したものである。
- 今後、政府として目標量を達成するべく必要な施策の推進に努めることとする。

(別表)

一般廃棄物の減量化の目標量 (百万トン／年)

年 度	平成8	平成17	平成22
排出量	59	52	50
再生利用量	5.5	10	12
中間処理による減量	34	34	32
最終処分量	13	7.7	6.5
(参考) 焼却量	40	37	34

産業廃棄物の減量化の目標量 (百万トン／年)

年 度	平成8	平成17	平成22
排出量	426	460	480
再生利用量	181	219	232
中間処理による減量	185	202	216
最終処分量	60	39	31
(参考) 焼却量	18	14	14

(注1)小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

(注2)再生利用には、次のようなものがある。

- ・再度原料として使用（ガラス、紙、金属くず等）
- ・他の用途への利用（食品廃棄物の堆肥化、鉱さいを路盤材として使用等）

(注3)中間処理による減量とは、脱水、焼却等によって減少した量。



① 行政、事業者及び消費者が、それぞれの役割に応じ、廃棄物の排出抑制に努める。

- ・使い捨て製品の製造販売や過剰包装の自粛、リターナブル容器の利用や製品の長寿命化等を図るなど製品の開発・製造段階、流通段階での配慮
- ・使い捨て製品の使用の自粛、リターナブル容器を用いた製品の選択、耐久消費財を長く大事に使用等の国民の生活様式の見直し
- ・一般廃棄物に関して従量制による処理手数料の徴収を推進する等の経済的措置の活用
- ・ごみ減量に関する国民運動を推進するとともに、廃棄物の発生状況に係る情報の整備・提供

② 減量化に関する各種の法制度を円滑に施行する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

再生資源の利用の促進に関する法律

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）

特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）

③ 減量化をさらに推進するための新たな方策を検討する。

建築解体廃棄物の適正な分別・リサイクルの推進、食品廃棄物のリサイクルの推進、国の率先実行計画等によるリサイクルの推進など廃棄物の減量化を促進し、安全で適正な施設の円滑な整備の推進

② 廃棄物の種類毎の取組

① 一般廃棄物

a 容器包装廃棄物

容器包装リサイクル法に基づく再生利用を推進するため、引き続き、分別収集を行う市町村への支援や分別のための表示の検討、再商品化施設整備への支援を実施する。

b 厨芥類（生ごみ）

厨芥類については、堆肥、飼料等への再生利用を推進するため、引き続き市町村等への支援を行うとともに、排出事業者による再生利用を推進するための促進策を検討する。

c 紙

再生利用可能な紙類（新聞古紙、雑誌古紙等）の回収・再生利用をさらに推進する。このため、新聞用紙、印刷情報用紙等の古紙利用率の引き上げ等品種別の古紙利用の確保、雑誌原材料の改質による雑誌の紙への再生利用、古紙再生ボード・固形燃料等の紙以外の製品への

再生利用を推進する。

d その他の一般廃棄物

- ・家電リサイクル法による特定家庭用機器廃棄物の再商品化等を推進する。
- ・ごみ焼却施設から排出される焼却灰等の溶融固化等による減量化を図り、発生するスラグ等の利用を推進する。
- ・市町村が設置した粗大ごみ・不燃ごみ処理施設で金属類等の回収を推進する。
- ・再生利用が困難な一般廃棄物については、可燃ごみの焼却処理による減量化及び発生した熱の発電等への利用を推進する。

② 産業廃棄物

a 汚泥

- ・下水処理汚泥等の有機性汚泥については、脱水による減量化を行つた上で、堆肥等として再生利用し、再生利用されないものは焼却により減量化し、焼却灰等の再生利用を推進する。
- ・建設汚泥や上水処理汚泥などの無機性汚泥については、脱水による減量化を行つた上で、建設資材、セメント原料等としての再生利用を推進する。

b 動物のふん尿

- ・家畜のふん尿について、堆肥化等を行い施用を推進する。

c がれき類

- ・工作物の除去によって生じたコンクリート・アスファルト廃材について、路盤材、再生アスファルト等としての再生利用を推進する。

d 鉱さい

- ・鉄鋼業や非鉄精錬業から排出されるスラグについては、路盤材、セメント原料、骨材、サンドblast等として再生利用を推進する。

e その他の産業廃棄物

- ・ばいじんについては、高炉ダストの工場内再利用やダスト中に含まれる希少金属等の回収等の再生利用を推進し、生じたスラグは再生利用を促進する。水分を含むばいじんは脱水により減量化する。
- ・木くずは、製紙原料、ボード、家畜敷料等として再生利用し、再生利用されなかつた木くずは、焼却により減量化する。
- ・金属くずは、製錬地金等としての再生利用を推進する。
- ・廃プラスチックは、プラスチック原料、油化、高炉の還元剤、コークス炉等により再生利用し、再生利用されなかつた廃プラスチックは、焼却により減量化する。

- ・ガラスくず及び陶磁器くずは、ガラス及び陶磁器原料等としての再生利用を推進する。